J A M 政策NEWS

2008年7月31日 第2008-38号

【発 行】J A M

【発行責任者】斉 藤 常

【編 集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

労働力需給制度部会

労働者派遣法改正に向けた審議再スタート

7月30日、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会が開催され、1月末から中断されていた労働者派遣法改正に向けた審議が6ヵ月ぶりに再開されました。

労働者派遣法改正に向けた議論は、同部会で2007年9月から行われてきましたが、根本的な部分で労使の意見に相違があり、2008年通常国会への法案提出は見送られていました。2008年2月から研究会での検討が開始され、7月28日に報告書が取りまとめられました。(政策ニュース37号参照)この研究会報告を受けて部会が開催され、厚生労働省は、本年秋の臨時国会への法案提出を念頭に、9月末を目途に部会での議論を取りまとめたいとの意向を示しました。

連合は審議会に先立ち、厚生労働省前で労働者派遣法改正を求める激励集会を開催し、JAMをはじめとする連合構成組織から300人が参加しました。

< 主な質疑 >

審議会では事務局から研究会報告の説明を受け、 以下の質疑を行いました。

【連合・長谷川総合労働局長】

報告書と労働側の認識が大きく異なっている点 を2点述べたい。

報告書は「これまでの事業規制の緩和は労働者 保護の強化を伴って行われている」と述べてい るが、派遣法制定以来労働者保護が不十分なま ま、大幅に規制緩和が行われてきた。制度の見 直しは「労働者保護が不十分なまま、大幅に規 制緩和が行われてきた」という認識に立って行 うべき。

報告書は、法違反の対応について、指導・監督など行政の関与を中心に捉えているが、司法救済も労働者保護の重要な手段。行政の指導な監督で違法が是正され、法違反への抑止力には至ってあれば、現在のような状況には至って雇用であれば、現在のような状況には至って雇用が働条件を保障するためには刑事制裁や行は不十分。重大な法違反の場合には立事が働条件と派遣労働者との間に雇用関係を成とさまりを表表す。 世る「直接雇用みなし規定」の導入など、民事上の権利義務関係を定める規定が必要。

【JAM・市川政策政治グループ長】

日雇い派遣の禁止対象業務や期間についてどのような議論がされたのか。

登録型派遣について、厚生労働省としてどのような働き方と捉えたのか。

常用型の定義を再整理するとの意味は何か。 派遣先での直接雇用を検討するとした 4 類型 のうち、偽装請負についてだけ「偽装の意図」 という主観要件が必要としたのはなぜか。 派遣先への指導について、これまで勧告・公 表まで至った実績がなかったのはなぜか。

【事務局】

研究会での議論は、概ね報告書に記載している範囲である。

労働者の働き方の志向にもよるが、登録型が 原則的に悪いわけではない。原則認めた上で 弊害をなくしていくことが重要。

常用型の定義は法律上なく、現行のものは行 政解釈であり、法律で定義をすることも含め て検討いただきたい。

偽装請負は、派遣先に故意または重過失のような行為がない場合でも成立する場合があり、 公平性の観点から、派遣先が一定の悪意をもって行った場合に限って是正の対象とすべき とした。

指導を行えばほとんど是正されるので、勧告・公表には至っていない。ただし、違反を繰り返す場合は強めの是正指導を行える仕組みを検討する。

【使用者側】

日雇い派遣の禁止対象業務は、具体的にどのような業種か。

個別の事案に対する指導監督等を行えばよい のであり、日雇い派遣を原則禁止とするには 論理の飛躍がある。

【事務局】

研究会では具体的な業種を挙げて検討は行っていないが、運輸・倉庫・製造業等を意識 して議論を行った。

これまで指導監督で是正を促してきたが、指導しても改善が見られなかった状況を踏ま え、原則禁止の方向で検討することとした。